

取組12 マナーやルールを守る意識を育てる

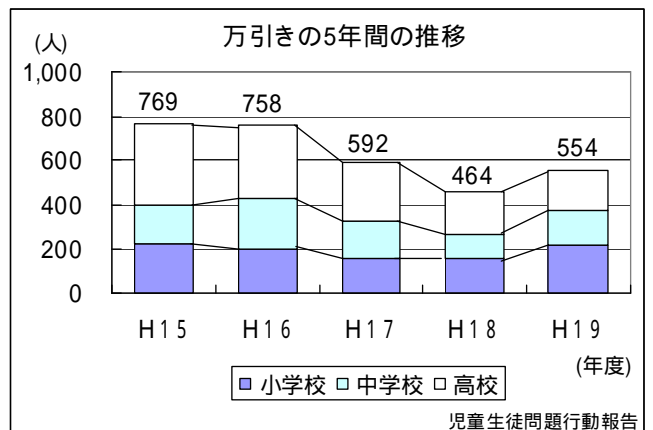
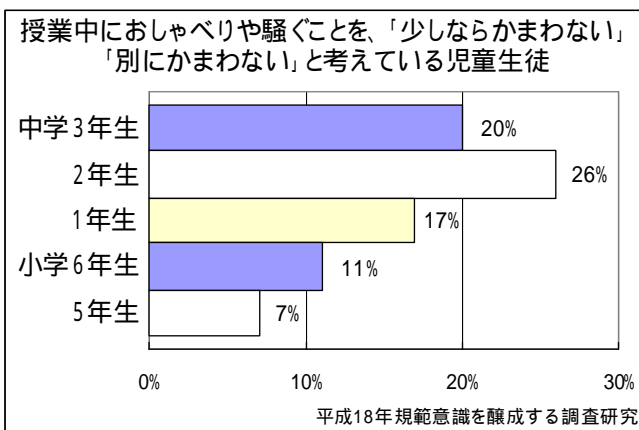
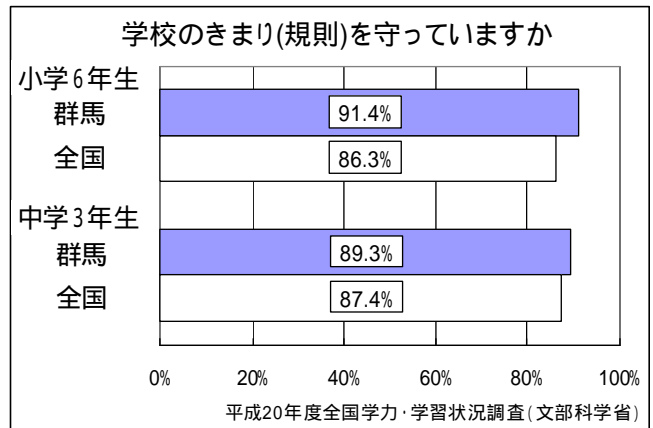
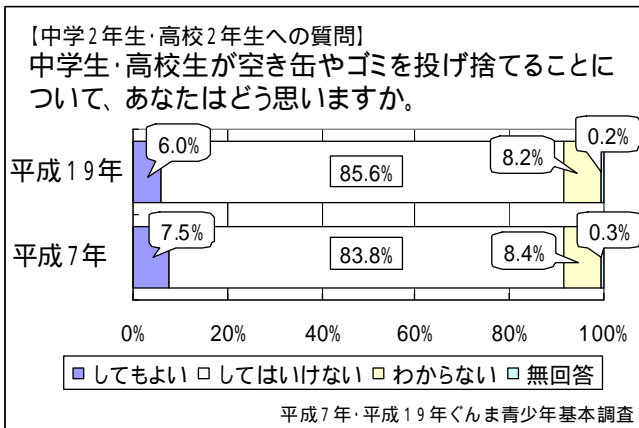
現状

マナーやルールを守る意識が低下していると思われる迷惑行為が社会問題化しています。この背景には、地域社会の人間関係が希薄になっていること、行き過ぎた個人主義、過度な競争原理などの価値観の偏り、子どもの発達段階に応じたしつけが不十分であることなどが指摘されています。このような中、学校教育では、集団生活を通してマナーやルールを守る意識を育てるとともに、人間関係力などははぐくむことに取り組んでいます。

・マナーやルールを守る意識

本県の子どものマナーやルールを守る意識は概ね高く、平成7年と平成19年を比較すると、平成19年の方がやや高くなっています。集団生活の中で、マナーやルールを守る意識も、全国平均と比べてやや高くなっています。

しかし、青年期に入ると、それまで他律的に形成されてきたマナーやルールを守る意識が揺らぐ傾向があることから、一方的にマナーやルールを守らせるだけでなく、意味や意義を考えさせる指導を行っています。



・万引きの防止と早期発見

社会的なルールを逸脱した行為の一つに万引きがあります。万引きの発生率(*)は小学校で0.2%、中学校で0.3%ですが、万引きは初発型非行と言われ、深刻な問題行動へ発展することがあります。自律的にルールを守る意識をはぐくむとともに、未然防止教育の徹底と早期発見が必要です。

平成15年度から5年間の万引き(高校は窃盗を含む)に関わった児童生徒数の推移を見ると、人数は減少していますが、低年齢化の傾向が見られます。小学校低中学年から遊び感覚で集団で行う万引きが目立っており、こうした問題にかかわる子どもたちの、ルールを守る意識の弱さがうかがえます。

(*)万引きの発生率：全児童生徒数に占める万引きに関わった人数の割合

課題

- ・学校と家庭・地域が連携し、子どもたちのマナーやルールを守る意識を育てること
- ・社会におけるマナーやルールを学ぶ機会を拡充すること
- ・万引き等、社会のルールを逸脱した行為の未然防止と早期発見・早期対応を行うこと

取組の方向

- ・「ぐんまの子どものための50のルール」を学校や家庭で活用します。
- ・社会におけるマナーやルールを学ぶ場として、規律ある学校づくりを推進します。
- ・マナーやルールを実感できるよう、社会体験活動を拡充します。
- ・万引き等の防止を図るため、学校と警察など関係機関や関係団体との連携をさらに推進します。

主な事業の概要

事業の概要	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・社会体験活動の実施 地域社会でボランティア活動や職場体験活動を実施します。 	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導担当嘱託員の配置 学校生活に不適應を起こしている子どもたちへの適応指導や支援を行います。 	義務教育課 高校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・体験型非行防止教室（万引き防止教室）の実施 県警察本部と県教育委員会との連携等により小学校で実施します。 	義務教育課 県警少年課少年 育成センター
<ul style="list-style-type: none"> ・指導資料「群馬県非行防止プログラム」等の活用 県警察本部と県教育委員会が共同で作成した非行防止プログラム等を活用し、中学校の学級活動等で、万引きや暴力行為などの問題行動の未然防止に関する指導を実施します。 	義務教育課 県警少年課少年 育成センター

達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H20)	目標年度の状況 (H25)
<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶やゴミを投げ捨てることについて、「しないほうがよい」または「してはいけない」と答える児童生徒の割合 ぐんま青少年基本調査 	(H19) (小5) 95.9% (中2) 87.2% (高2) 83.8%	すべての子どもがマナーやルールを守れる
<ul style="list-style-type: none"> ・学校のきまり（規則）を「守っている」または「どちらかといえば、守っている」と答える児童生徒の割合 全国学力・学習状況調査（文部科学省） 	(小6) 91.4% (中3) 89.3%	
<ul style="list-style-type: none"> ・体験型非行防止教室（万引き防止教室）実施校 （県警少年育成センターとの連携を含む） 	小学校110校	小学校全校